公　示　送　達　書

地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。

なお、書類は当市役所税務課において保管しており、申出があればいつでも交付します。

令和8年6月5日

常滑市長　伊 藤 辰 矢

送達を受けるべき者		送達すべき書類の名称	摘要
氏名	通知書番号		
株式会社 守栄商事	なし	令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者	
（注意）地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。			